

議案第 1 号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 34 年川崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「（休日）の次に「及び次条第 1 項の規定により同項の代休時間が指定された勤務日等」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（代休時間）

第 7 条の 3 任命権者は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号。以下「給与条例」という。）第 9 条第 3 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により職員が代休時間を指定された場合において、当該代休時間における正規の勤務時間に係る当該職員の勤務は、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、免除されるものとする。

第12条の2第3項中「川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）」を「給与条例」に、「同条例」を「給与条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成18年川崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び休日の代休日」を「、休日の代休日及び代休時間」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

労働基準法の一部改正に伴い、時間外勤務手当の支給に代えた代替休制度を新設するため、この条例を制定するものである。